

国民健康保険加入者のみなさんへ

一時的な費用の負担が軽減できます

市民課保険年金係 ☎ 1148

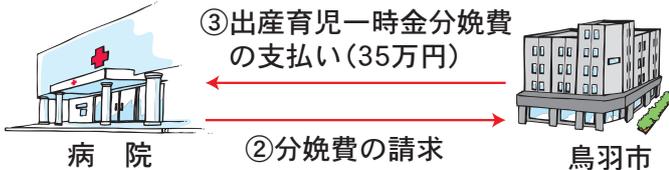
図1 例…出産費用が40万円の場合

出産前に市役所に申請をすると

①退院時に35万円を超える費用のみ支払い(5万円)



被保険者



※請求額が35万円未満の場合、請求額と35万円との差額を市が被保険者に支払います。

①鳥羽市国民健康保険に加入は、次の①～④のすべての要件を満たすかたです。

この制度を利用できるかたは、次の①～④のすべての要件を満たすかたです。

①鳥羽市国民健康保険に加入

②出産予定日まで1か月以内

③鳥羽市国民健康保険出産費資金貸付事業による貸付を受けていないこと。

④国民健康保険税を完納されている世帯であること。

※従来どおり、医療機関などで支払った後に、支給の申請をする方法もあります。

申込方法など、くわしくは市民課保険年金係へ問い合わせてください。

「出産育児一時金の受取代理制度」について

入院時の高額医療費の申請手続きについて

図2 例…入院にかかった医療費が100万円の場合(窓口負担は30万円)

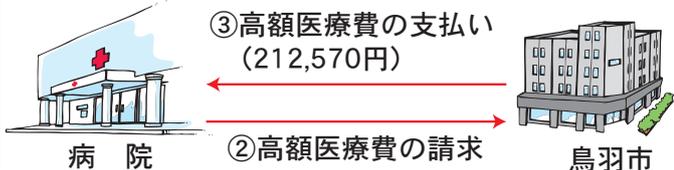
限度額適用認定証を病院に提示すると

(一般所得者の場合：自己負担限度額 87,430円)

①退院時に自己負担限度額の支払い(87,430円)



70歳未満の被保険者



70歳未満の被保険者のかたが入院した場合、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関へ提示することで、入院した場合の支払いが自己負担限度額までとなります。(表、図2参照)

「限度額適用認定証」の交付手続きは、国民健康保険証と印鑑をお持ちの上、市民課保険年金係か各連絡所で申請してください。

表 70歳未満のかたの自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額(月額)
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【4回目以降 44,400円】
上位所得者(基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯)	150,000円+(医療費-500,000円)×1% 【4回目以降 83,400円】
住民税非課税世帯	35,400円【4回目以降 24,600円】

※【】内は、年4回以上該当した場合の4回目以降の限度額です。